

公 告

財団法人酒田市美術館は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、公益財団法人への移行に向けて所定の手続きを進めてまいりました。

その結果、平成25年3月21日付で山形県知事から認可を受け、平成25年4月1日付で公益財団法人への移行登記が完了しましたので、公告します。

平成25年4月1日

公益財団法人酒田市美術館

理事長 中 村 護

